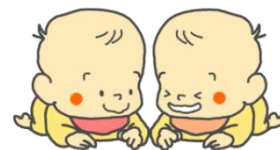


多胎妊娠の方へ 妊婦健康診査費用を追加助成します



魚津市では、多胎妊娠の方に妊婦健康診査費用を5回分追加助成します。

概要について

多胎妊娠に伴い、妊婦健康診査受診票 14 回分を超えて自費で妊婦健康診査を受診した際に要した費用の一部を助成します。

多胎妊娠の方1人につき、上限5,000円を5回助成します。

※三つ子以上でも追加回数は同じです。

※以下の費用は助成対象外となりますのでご注意ください。

- ①医療保険各法が適用される診療費
- ②妊婦健康診査に伴わない保険外診療で支払った検査等に係る費用
- ③教材費、文書料、予防接種費用等、健康診査に直接関係しない費用

対象者

妊婦健康診査日に魚津市に住民登録があり、令和3年9月14日以降に妊婦健康診査を受診される多胎妊娠の方

申請方法

- ①妊婦健康診査の14回目までは、母子健康手帳交付時に渡された妊婦健康診査受診票をご使用ください。
- ②15回目以降についてはいったん自費で支払っていただき、支払った領収書と明細書を保管してください。
- ③出産した子が1歳に達する前日までに「申請に必要なもの」に書かれている必要書類を添えて償還払いの申請をしてください。
- ④上限5,000円を5回分助成します。
※助成金額は妊婦健康診査費用の全額ではありません。費用のうち、5,000円と自己負担額を比較して少ない方の金額をお支払いします。5,000円を超えた費用については、自己負担になります。
※保険で診療した分は対象外となります。

申請に必要なもの

- 1 魚津市多胎妊娠の妊婦健康診査費用助成交付申請書
- 2 自費で支払った15回目以降の妊婦健康診査費用の領収書・明細書の写し
- 3 すべてのお子様の母子健康手帳の写し
- 4 振込先口座が確認できる書類の写し
⇒原則、申請者本人に振込みます



申請期限

出産した子が1歳に達する日の前日まで

申請窓口

助成金の「申請に必要なもの」に記載されている書類を揃えて下記に提出してください。

・魚津市健康センター（魚津市吉島 1165 電話 0765-24-3999）